

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日国自総第510号, 国自貨第118号, 国自整第211号）の一部改正について（新旧対照表）別添

新	旧
制 定 平成15年 3 月10日 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号 <u>最終改正</u> <u>令和元年10月31日</u> <u>国自安第113号</u> <u>国自貨第 76号</u> <u>国自整第163号</u> 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 （関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿 自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について <u>第3条の2 点検整備</u> <u>1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法（昭和26年法律185号。以下「車両法」という。）の規定のうち点検整備（車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号））、整備管理者の選任（車両法第50条から第53条並びに関係省令）及び検査関係（車両法第5章に規定する検査等）に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。</u> <u>（1） 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。</u> <u>① 特種車や架装部分の点検・整備</u> <u>② シビアコンディションの対応（雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）</u> <u>（2） 前項の点検・整備に関する記録を車両法第49条に準じ保存すること。</u> <u>2. 1. に定めている規定は、必ずしも事業者自身で行う旨の規定ではなく、整備計画や規定類等を定め、部分的な委嘱等も含め結果的に遵守させるよう指導すること</u> <u>第3条の3 点検等のための施設</u> <u>本条は、貨物自動車運送事業用自動車の運行の安全の確保のための車両の管理上、日常の管理が重要であることから、運行する前に使用の本拠の位置（営業所に併設されない自動車車庫を含む。）において行う日常点検や付随して行う清掃のための施設</u>	制 定 平成15年 3 月10日 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号 <u>最終改正</u> <u>平成31年 3 月28日</u> <u>国自安第233号</u> <u>国自貨第153号</u> <u>国自整第315号</u> 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿 （関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長 殿 各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿 自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について （新設） （新設）

の確保を定めたものである。

第3条の4 整備管理者の研修

1. 本条は、事業者が選任した整備管理者であって本条で定める者に、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う研修を必ず受講させるべきことを定めたものであり、事業者において受講状況を適切に管理し、研修を受講させるよう指導すること。
2. 「整備管理者として新たに選任した者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。
3. 整備管理者として新たに選任した者について、選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。
4. 「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」については、最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までに受講させるよう指導すること。ただし、当該事業者において過去に整備管理者として選任されていた者が、その後当該事業者において整備管理者として再選任された場合であって、当該選任した日において、当該年度に予定されていた研修が全て終了している場合等のやむを得ない理由があるときは、当該選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。

第6条 自動車車庫の位置

- (1) 車庫の確保は、許可申請時等に指導を行ってきたところであるが、諸般の事情により車庫を営業所に併設することが困難となる場合がある。
しかしながら、車庫が営業所からあまりに離れている場合には、点呼等適正な運行管理を行うことに支障をきたすおそれがあり、適正な車庫の確保が運行管理上必須であることに鑑み、本規則において規定したものである。
- (2) 「自動車車庫」の具体的な基準は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による公示とする。

(削る)

(新設)

第6条 自動車車庫の確保

- (1) 車庫の確保は、許可申請時等に指導を行ってきたところであるが、諸般の事情により車庫を営業所に併設することが困難となる場合がある。
しかしながら、車庫が営業所からあまり離れている場合には、点呼等適正な運行管理を行うことに支障をきたすおそれがあり、適正な車庫の確保が運行管理上必須であることに鑑み、本規則において規定したものである。
- (2) 「自動車車庫」の具体的な基準は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による公示とする。

第13条 点検整備

1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法（昭和26年法律185号。以下「車両法」という。）の規定のうち点検整備（車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号））、整備管理者の選任（車両法第50条から第53条並びに関係省令）及び検査関係（車両法第5章に規定する検査等）に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。

- (1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。

① 特種車や架装部分の点検・整備

② シビアコンディションの対応（雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂

(削る)

(削る)

附 則(令和元10月31日付け国自安第113号、国自貨第76号、国自整第163号)

この通達は、令和元年11月1日から施行する。

路等)

(2) 前項の点検・整備に関する記録を車両法第49条に準じ保存すること。

2. 1. に定めている規定は、必ずしも事業者自身で行う旨の規定ではなく、整備計画や規定類等を定め、部分的な委嘱等も含め結果的に遵守させるよう指導すること。

第14条 点検等のための施設

本条は、貨物自動車運送事業用自動車の運行の安全の確保のための車両の管理上、日常の管理が重要であることから、運行する前に使用の本拠の位置（営業所に併設されない自動車車庫を含む。）において行う日常点検や付随して行う清掃のための施設の確保を定めたものである。

第15条 整備管理者の研修

1. 本条は、事業者が選任した整備管理者であって本条で定める者に、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う研修を必ず受講させるべきことを定めたものであり、事業者において受講状況を適切に管理し、研修を受講させるよう指導すること。

2. 「整備管理者として新たに選任した者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。

3. 整備管理者として新たに選任した者について、選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。

4. 「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者」については、最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までに受講させるよう指導すること。ただし、当該事業者において過去に整備管理者として選任されていた者が、その後当該事業者において整備管理者として再選任された場合であって、当該選任した日において、当該年度に予定されていた研修が全て終了している場合等のやむを得ない理由があるときは、当該選任した日の属する年度の翌年度の末日までに研修を受講させるよう指導すること。